

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの期間、52年3月、53年10月から55年3月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から48年3月まで
② 昭和52年3月
③ 昭和53年10月から55年3月まで
④ 昭和57年4月から平成5年8月まで

夫婦二人の国民年金保険料納付状況が不安になり、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和43年11月の婚姻後、夫が夫婦二人の国民年金加入届を記入し、義母がA市役所(現在は、B市役所C支所)において加入手続をしたと思う。43年1月から昭和の終わりごろまでは、A市D(現在は、B市E)で営んでいた理容店において、市役所専任徴収員のF氏に夫婦二人の保険料を納付していた。その後、平成5年6月までは、夫が夫婦二人の保険料を市役所、G銀行H支店又はI銀行J支店のいずれかの窓口において納付書に現金を添えて納付していた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和43年11月ごろに、その夫と一緒に国民年金に加入し、理容業を営んでいた店舗へ国民年金保険料の徴収に来ていたA市役所専任徴収員F氏を通じて夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、当該専任徴収員は徴収した国民年金保険料の一部を市役所に公金として納入せず、自己の生活費として費消していた事件が明らかになっている。

これを受けてA市役所では、昭和56年から58年にかけて、費消していた保険料を全額返済させる処理を行っているが、一方で、この処理について、「調査は可能な限り行った上、当該専任徴収員本人に確認を求めたが、記憶がはっきりしない点もあり、当該専任徴収員が操作したものの全部を処理できたとは断言できない。」としており、事件の全容は未だ不明である。また、A市の調査によると、当該専任徴収員は遅くとも昭和43年7月には勤務実態があり、58年6月に退職するまで専任徴収員として申立人が居住していた地域を担当していたことが確認できる上、申立人夫婦は、F氏以外の専任徴収員に保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が本件事件に巻き込まれた可能性も否定できない状況である。

また、申立人は、「F氏に納付していた保険料額は、当初は月何百円で、最後のころは5,000円から6,000円である。」としているところ、申立人が納付したとする保険料額は、F氏が専任徴収員として、保険料の徴収に当たっていた期間の保険料とおおむね一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとの主張を踏まえると、申立人は、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿では昭和53年8月及び同年9月の保険料を納付している一方で、申立人の夫は、当該期間の保険料が未納となっているなど、夫婦の納付記録には不自然な点が見られる。

加えて、申立人夫婦が結婚した昭和43年度からF氏に保険料を納付していたとするならば、当該年度当初から現年度の保険料を納付していたと考えるのが自然であり、また、F氏が退職した58年度の保険料についても、納付していたことを否定できない。

一方、A市役所作成の被保険者名簿には、申立人夫婦が、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、昭和57年4月に「任意喪失」として国民年金加入資格を喪失したとの極めて不自然な記載があり、何らかの作為があったことがうかがわれるが、以降の期間は、申立人夫婦は、国民年金に未加入となっており、申立期間④のうち、F氏が退職した昭和58年度より後の59年度以降の期間については、保険料納付書が発行され続けたと考えるのは困難であり、何らかの関連資料又は有力な周辺事情が無い限り、保険料を納付したと考えるのは不自然である。

また、申立人夫婦は、保険料納付について、F氏を通じて納付していた期間の記憶は比較的鮮明であるものの、F氏退職後の納付方法、納付金額等の記憶は曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの期間、52年3月、53年10月から55年3月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの期間、52年3月、53年8月から55年3月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年1月から48年3月まで
② 昭和52年3月
③ 昭和53年8月から55年3月まで
④ 昭和57年4月から平成5年8月まで

夫婦二人の国民年金保険料納付状況が不安になり、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和43年11月の婚姻後、私が夫婦二人の国民年金加入届を記入し、母がA市役所(現在は、B市役所C支所)において加入手続をしたと思う。43年1月から昭和の終わりごろまでは、A市D(現在は、B市E)で営んでいた理容店において、市役所専任徴収員のF氏に夫婦二人の保険料を納付していた。その後、平成5年6月までは、私が夫婦二人の保険料を市役所、G銀行H支店又はI銀行J支店のいずれかの窓口において納付書に現金を添えて納付していた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和43年11月ごろに、その妻と一緒に国民年金に加入し、理容業を営んでいた店舗へ国民年金保険料の徴収に来ていたA市役所専任徴収員F氏を通じて夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、当該専任徴収員は徴収した国民年金保険料の一部を市役所に公金と

して納入せず、自己の生活費として費消していた事件が明らかになっている。これを受けてA市役所では、昭和56年から58年にかけて、費消していた保険料を全額返済させる処理を行っているが、一方で、この処理について、「調査は可能な限り行った上、当該専任徴収員本人に確認を求めたが、記憶がはっきりしない点もあり、当該専任徴収員が操作したものの全部を処理できたとは断言できない。」としており、事件の全容は未だ不明である。また、A市の調査によると、当該専任徴収員は遅くとも昭和43年7月には勤務実態があり、58年6月に退職するまで専任徴収員として申立人が居住していた地域を担当していたことが確認できる上、申立人夫婦は、F氏以外の専任徴収員に保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が本件事件に巻き込まれた可能性も否定できない状況である。

また、申立人は、「F氏に納付していた保険料額は、当初は月何百円で、最後のころは5,000円から6,000円である。」としているところ、申立人が納付したとする保険料額は、F氏が専任徴収員として、保険料の徴収に当たっていた期間の保険料とおおむね一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとの主張を踏まえると、申立人の妻は、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿では昭和53年8月及び同年9月の保険料を納付している一方で、申立人は、当該期間の保険料が未納となっているなど、夫婦の納付記録には不自然な点が見られる。

加えて、申立人夫婦が結婚した昭和43年度からF氏に保険料を納付していたとするならば、当該年度当初から現年度の保険料を納付していたと考えるのが自然であり、また、F氏が退職した58年度の保険料についても、納付していたことを否定できない。

一方、A市役所作成の被保険者名簿には、申立人夫婦が、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、昭和57年4月に「任意喪失」として国民年金加入資格を喪失したとの極めて不自然な記載があり、何らかの作為があったことがうかがわれるが、以降の期間は、申立人夫婦は、国民年金に未加入となっており、申立期間④のうち、F氏が退職した昭和58年度より後の59年度以降の期間については、保険料納付書が発行され続けたと考えるのは困難であり、何らかの関連資料又は有力な周辺事情が無い限り、保険料を納付したと考えるのは不自然である。

また、申立人夫婦は、保険料納付について、F氏を通じて納付していた期間の記憶は比較的鮮明であるものの、F氏退職後の納付方法、納付金額等の記憶は曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの期間、52年3月、53年8月から55年3月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月1日から40年5月1日までの期間、同年6月1日から56年11月1日までの期間、同年12月1日から57年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から58年9月1日までの期間、同年12月1日から59年2月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から60年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から61年12月1日までの期間、62年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、63年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から64年1月1日までの期間の標準報酬月額については、別添表1〈標準報酬月額を訂正する月〉は、別添表1〈訂正後標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から64年1月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、保管している給与支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と、厚生年金保険の記録が大きく相違していることが判明した。

調査をして、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和39年5月1日から40年5月1日までの期間、同年6月1日から56年11月1日までの期間、同年12月1日から57年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から58年9月1日までの期間、同年12月1日から59年2月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から60年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から61年12月1日までの期間、62年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、63年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から64年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支払明細書から、別添表1〈標準報酬月額を訂正する月〉は、別添表1〈訂正後標準報酬月額〉に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、別添表2〈標準報酬月額を訂正しない月〉については、申立人の所持する給与支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額、又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、これよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

別添

表1 (標準報酬月額を訂正する期間、月及び訂正後の標準報酬月額一覧)

<標準報酬月額を訂正する期間>	<標準報酬月額を訂正する月>	<訂正後標準報酬月額> (単位:円)
昭和 39年 5月 1日 から 40年 5月 1日 まで	39年 5月 から 40年 1月 まで	18,000
	40年 2月	28,000
	同年 3月	30,000
	同年 4月	28,000
同年 6月 1日 から 56年 11月 1日 まで	同年 6月	33,000
	同年 7月	26,000
	同年 8月	22,000
	同年 9月 から 同年 10月 まで	30,000
	同年 11月	28,000
	同年 12月	26,000
	41年 1月	22,000
	同年 2月	30,000
	同年 3月	26,000
	同年 4月	22,000
	同年 5月	26,000
	同年 6月 から 同年 7月 まで	28,000
	同年 8月	24,000
	同年 9月	30,000
	同年 10月	33,000
	同年 11月	28,000
	同年 12月	36,000
	42年 1月	28,000
	同年 2月	39,000
	同年 3月	36,000
	同年 4月	33,000
	同年 5月	39,000
	同年 6月	45,000
	同年 7月 から 同年 8月 まで	36,000
	同年 9月	39,000
	同年 10月	45,000
	同年 11月	28,000
	同年 12月	56,000
	43年 1月	52,000
	同年 2月	42,000
	同年 3月	36,000
	同年 4月	33,000
	同年 5月	39,000
	同年 6月	42,000
	同年 7月	39,000
	同年 8月	42,000
	同年 9月 から 同年 10月 まで	45,000
	同年 11月	26,000
	同年 12月	60,000
	44年 1月	39,000
	同年 2月	45,000
	同年 3月	52,000
	同年 4月	39,000
	同年 5月	45,000
	同年 6月 から 同年 7月 まで	52,000
	同年 8月	45,000
	同年 9月	60,000
	同年 10月	52,000
	同年 11月	36,000
	同年 12月	72,000
	45年 1月	60,000
	同年 2月	76,000
	同年 3月	72,000
	同年 4月 から 同年 5月 まで	68,000
	同年 6月	76,000
	同年 7月	80,000

	同年 8月	86,000
	同年 9月	92,000
	同年 10月	80,000
	同年 11月	56,000
	同年 12月	92,000
	46年 1月	64,000
	同年 2月	92,000
	同年 3月	100,000
	同年 4月	72,000
	同年 5月	76,000
	同年 6月	100,000
	同年 7月	86,000
	同年 8月	80,000
	同年 9月	60,000
	同年 10月	80,000
	同年 11月	76,000
	同年 12月	86,000
	47年 1月	104,000
	同年 2月	110,000
	同年 3月	92,000
	同年 4月	98,000
	同年 5月	80,000
	同年 6月 から 同年 7月 まで	104,000
	同年 8月	80,000
	同年 9月	76,000
	同年 10月	98,000
	同年 11月	104,000
	同年 12月	86,000
	48年 1月 から 同年 2月 まで	98,000
	同年 3月	104,000
	同年 4月	134,000
	同年 5月 から 同年 6月 まで	98,000
	同年 7月	104,000
	同年 8月	98,000
	同年 9月	104,000
	同年 10月	118,000
	同年 11月	98,000
	同年 12月	86,000
	49年 1月	118,000
	同年 2月	110,000
	同年 3月 から 同年 6月 まで	118,000
	同年 7月 から 同年 9月 まで	126,000
	同年 10月 から 同年 12月 まで	150,000
	50年 1月	142,000
	同年 2月	134,000
	同年 3月 から 同年 4月 まで	142,000
	同年 5月 から 同年 11月 まで	150,000
	同年 12月	118,000
	51年 1月 から 同年 4月 まで	150,000
	同年 5月 から 同年 6月 まで	170,000
	同年 7月	190,000
	同年 8月	170,000
	同年 9月 から 同年 10月 まで	190,000
	同年 11月	142,000
	同年 12月 から 52年 1月 まで	190,000
	52年 2月	134,000
	同年 3月 から 同年 5月 まで	190,000
	同年 6月	200,000
	同年 7月	190,000
	同年 8月 から 同年 10月 まで	200,000
	同年 11月	170,000
	同年 12月 から 53年 10月 まで	220,000
	53年 11月 から 同年 12月 まで	190,000
	54年 1月 から 55年 10月 まで	240,000
	同年 11月	200,000
	同年 12月	240,000
	56年 1月	280,000
	同年 2月	260,000

	同年 3月	300,000
	同年 4月 から 同年 7月 まで	260,000
	同年 8月 から 同年 9月 まで	280,000
	同年 10月	300,000
同年 12月 1日 から 57年 2月 1日 まで	同年 12月	280,000
	57年 1月	260,000
同年 3月 1日 から 同年 4月 1日 まで	同年 3月	260,000
同年 6月 1日 から 同年 11月 1日 まで	同年 6月 から 同年 7月 まで	260,000
	同年 8月 から 同年 9月 まで	280,000
	同年 10月	260,000
同年 12月 1日 から 58年 9月 1日 まで	同年 12月	260,000
	58年 1月	280,000
	同年 2月	240,000
	同年 3月	320,000
	同年 4月	280,000
	同年 5月	300,000
	同年 6月 から 同年 7月 まで	260,000
	同年 8月	300,000
同年 12月 1日 から 59年 2月 1日 まで	同年 12月 から 59年 1月 まで	300,000
同年 5月 1日 から 同年 10月 1日 まで	59年 5月	280,000
	同年 6月	300,000
	同年 7月 から 同年 9月 まで	280,000
同年 12月 1日 から 60年 2月 1日 まで	同年 12月 から 60年 1月 まで	300,000
同年 3月 1日 から 同年 5月 1日 まで	60年 3月 から 同年 4月 まで	280,000
同年 6月 1日 から 61年 12月 1日 まで	同年 6月 から 同年 7月 まで	280,000
	同年 8月	300,000
	同年 9月	280,000
	同年 10月	260,000
	同年 11月	280,000
	同年 12月 から 61年 1月 まで	300,000
	同年 2月	280,000
	同年 3月	300,000
	同年 4月	260,000
	同年 5月	280,000
	同年 6月 から 同年 11月 まで	300,000
昭和 62年 3月 1日 から 同年 4月 1日 まで	62年 3月	300,000
同年 8月 1日 から 同年 10月 1日 まで	同年 8月 から 同年 9月 まで	300,000
同年 11月 1日 から 同年 12月 1日 まで	同年 11月	300,000
昭和 63年 4月 1日 から 同年 5月 1日 まで	63年 4月	300,000
同年 7月 1日 から 64年 1月 1日 まで	同年 7月 から 同年 12月 まで	300,000

表2（標準報酬月額を訂正しない月一覧）

＜標準報酬月額を訂正しない月＞			
昭和	40	年	5 月
昭和	56	年	11 月
昭和	57	年	2 月
昭和	57	年	4 月
昭和	57	年	5 月
昭和	57	年	11 月
昭和	58	年	9 月
昭和	58	年	10 月
昭和	58	年	11 月
昭和	59	年	2 月
昭和	59	年	3 月
昭和	59	年	4 月
昭和	59	年	10 月
昭和	59	年	11 月
昭和	60	年	2 月
昭和	60	年	5 月
昭和	61	年	12 月
昭和	62	年	1 月
昭和	62	年	2 月
昭和	62	年	4 月
昭和	62	年	5 月
昭和	62	年	6 月
昭和	62	年	7 月
昭和	62	年	10 月
昭和	62	年	12 月
昭和	63	年	1 月
昭和	63	年	2 月
昭和	63	年	3 月
昭和	63	年	5 月
昭和	63	年	6 月

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から36年1月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和35年6月1日になっていることが分かった。

昭和35年12月31日付けで退職したことを、A社に証明してもらっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在職証明書及び退職証明書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたこと及び同社を昭和35年12月31日に退職したことが認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から、申立人の当該事業所における資格喪失日は昭和36年1月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和35年6月から同年9月までは1万

2,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月21日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和63年7月21日から同年9月1日までが、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

この件について、A社に問い合わせたところ、同社から、「申立期間当時に、当社の組織変更の関係で、一時期、当社関連会社のB社で厚生年金保険に加入させていた時期はあるが、申立期間が空白期間であるということは考えられない。」との説明を受けた。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかないため、調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和63年9月1日にA社から関連会社であるB社へ移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年6月のオンライン記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を54万3,000円、申立期間③を58万2,000円、申立期間④を38万3,000円、申立期間⑤を60万4,000円、申立期間⑥を59万1,000円、申立期間⑦を48万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑧の標準賞与額に係る記録を、61万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月9日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成17年12月12日
⑥ 平成18年7月10日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年7月12日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されているにも関わらず、標準賞与額に係る記録が無い期間や金額が違う期間があることが分かった。

平成15年12月から18年12月までの間に支給された7回分の賞与に係る記録が無く、19年7月に支給された賞与に係る標準賞与額が誤っている。

当時の賞与支払明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人が保管している給料支払明細書から、申立人に対して、申立期間②は56万円、申立期間③は61万6,000円、申立期間④は60万円、申立期間⑤は69万円、申立期間⑥は67万5,000円、申立期間⑦は61万4,000円の賞与が支給されていることが確認できる一方、厚生年金保険料控除額については、いずれの申立期間においても、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく保険料額よりも低額の保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は54万3,000円、申立期間③は58万2,000円、申立期間④は38万3,000円、申立期間⑤は60万4,000円、申立期間⑥は59万1,000円、申立期間⑦は48万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、いずれの申立期間についても、給料支払明細書により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録には、申立人の標準賞与額に係る記録が無く、計6回の賞与支払届のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、いずれの申立期間についても、賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、いずれの申立期間についても、標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間⑧について、オンライン記録から、申立人の申立期間⑧に係る標準賞与額は55万5,000円であることが確認できるところ、申立人が保管している給料支払明細書から、申立人に対して63万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、61万9,000円に相当する標準賞与額に基づく保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の申立期間⑧に係る標準賞与額を61万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該賞与額に基づく保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、申立期間①について、申立人が保管している給料支払明細書の記載から、厚生年金保険料が賞与から控除されていないことが確認できることから、標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から57年4月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から57年4月まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の付加保険料について納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、当時、自分の将来を思い国民年金に任意加入しようと考えていたところ、私の友人から付加年金の話聞き、付加保険料を納めればもらえる年金が増えるとのことだったので、国民年金の加入手続と併せて付加年金の加入手続を行った。

加入手続後は、定額保険料及び付加保険料と一緒に納められる納付書が送られて来たので、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）において納付を行っていた。

このため、申立期間の定額保険料は納付済みとなっているものの、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金受付処理簿から昭和53年5月29日に国民年金への任意加入が確認できるところ、付加年金の加入時期は、特殊台帳及びオンライン記録において57年5月1日とされており、同年5月から付加保険料の納付が確認できる。

また、申立人は、その友人から付加年金の話聞いた際、その友人が「まだ付加年金には加入しておらず、これから加入しようと思う。」と言っていたことを記憶しているところ、事実、その友人に係る付加年金の加入時期は、特殊台帳及びオンライン記録において昭和57年6月1日とされており、同年6月から付加保険料の納付が確認できることから、申立人及びその友人は、ほぼ同

時期に付加年金に加入し、付加保険料の納付を始めたものと推認できる。

さらに、申立人に付加年金の話をしたその友人に聴取したところ、「付加保険料の納付開始時期は明確に記憶していないものの、自分の年金記録に疑問を持ったことは無い。」としており、申立人の付加保険料の納付開始時期について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私が会社を退職後、父が国民年金加入手続を行い、家族の保険料と一緒に保険料納付をしてくれたと思う。

同居家族の保険料が納付済みであるのに、私だけ申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持している年金手帳、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）においても申立期間は未加入期間であり、申立期間は納付書が発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父が納付していたとする申立人の妹及び兄の妻に係る国民年金加入記録も、申立人と同様に厚生年金保険から国民年金への切替えが適切に行われておらず、未加入になっている期間が見受けられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、やはり申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

両親が生前、「20歳になったので国保に加入したし、お金は支払っているよ。」と口癖のように言っていた。昭和46年1月*日に結婚した際にも、「国民年金に加入しているから老後は安心。」と母が言っていた記憶があり、43年6月から加入し保険料を納付していたと思う。

このことから、国民年金納付記録照会に関する回答が昭和47年11月22日加入とされているのは不思議であり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその両親は既に亡くなっているため加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により昭和47年11月22日に払い出されたことが推認できる上、国民年金被保険者台帳（紙台帳）及びA市役所（現在は、B市役所C支所）作成の国民年金被保険者カードにより、申立人は同日を資格取得日として新規に任意加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当

たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成2年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

当時、私は、A市に住む両親と別居してB県内の大学に通っていたが、私の父から「今度、学生でも20歳から国民年金に加入しなければならなくなつた。保険料は俺が払ってやる。」と言われたことを覚えている。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、申立人の母に聴取したものの、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる証言は得られず、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人は、大学卒業後、厚生年金保険の資格取得時に交付された年金手帳を1冊所持しているが、当該手帳に国民年金の加入記録等は記載されておらず、他の年金手帳を見た記憶も無いとしている。

さらに、申立人は、その父から、「今度、学生でも20歳から国民年金に加入しなければならなくなつた。」と言われた旨主張するが、20歳以上60歳未満の大学昼間部に在籍する学生が強制加入被保険者とされたのは平成3年4月からであることから、申立内容には不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人の20歳当時の住所は、戸籍の附票からB県C市にあったことが確認できるところ、国民年金の加入手続は、住所地の市役所等において行うこととされていることから、申立人の両親の住むA市においては、その当時、

申立人に係る国民年金の加入手続を行うことはできなかったものと推認できる。

その上、氏名検索によっても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から61年3月まで
② 昭和61年7月から62年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和52年4月にA区にある美容院に勤め始めたときに、国民年金の加入手続と保険料納付を行った。申立期間①の保険料に係る納付方法は、区役所から送付されてきた納付書に現金を添えて自宅近くの銀行において納付していた。また、申立期間②の保険料に係る納付方法は、私の分と主人の分を合わせて追納した。

このため、申立期間①の保険料が未納とされていること及び申立期間②の保険料が追納の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和52年4月にA区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を自宅近くの銀行において納付書に現金を添えて納付したとしているが、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月にB市で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない上、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとするなど、申立人が過年度納付を行ったことをうかがわせる事

情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、「C・D区E」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立人は、B市に転居後に国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B市に居住しているときに自身の申請免除期間とその夫の申請免除期間を合わせて追納していたとしているが、申立人及びその夫に係るオンライン記録から、平成6年12月12日に追納申出を行っていることが確認できるものの、納付期限内に保険料の納付が行われた形跡は見当たらず、追納の申出を行ったとする同日はすでにF市に住所を異動していることから、B市で追納の申出を行ったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から同年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として年金加入記録を照会したところ、申立期間が未納となっているとの回答を受け取った。

申立期間の再加入手続や保険料納付は妻に任せており、同期間の保険料について妻は納付済みであるのに私のだけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年5月に会社を退職後、その妻が、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日が「昭和48年7月1日」、被保険者でなくなった日が「昭和59年7月5日」と記載されており、それ以降の期間については年金手帳に資格取得日は記載されていないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、オンライン記録により、申立期間の国民年金の資格取得記録は平成8年1月18日に追加されたことが確認できることから、この時点までは申立期間は未加入期間となっており納付書が発行されず保険料の納付はできない上、記録の追加が行われた時点においては時効により保険料の納付はできなかったと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の再加入手続を行ったとする申立人の妻の年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和62年6月10日に第1号被保険者資格を取

得した記載が確認できるとともに、妻が過年度保険料として納付した62年6月から同年10月までの5枚の「納付書・領収証書」は保管されているものの、一緒に納付したとする申立人の「納付書・領収証書」は保管していないなど、申立人の妻が国民年金再加入手続と保険料納付を夫と一緒に行ったとする主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1060 (事案 895 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から49年1月まで

前回の申立てにより、昭和37年3月から39年3月までの未加入期間については申請免除期間であると認められ、記録訂正が行われた。

しかし、昭和41年1月から49年1月までの未加入期間については記録訂正が認められなかった。長男が昭和40年*月に生まれた後の41年1月に、私自身が任意加入手続を行い、保険料を支払っているため、前回の申立ての結果に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和39年4月1日資格喪失、49年2月9日任意被保険者資格取得の記載が確認できる上、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者カードでは未加入期間であることから、当該記録の記載内容に不自然さは見当たらない。

また、今回の再申立期間については、昭和49年2月9日に任意加入手続が行われていることから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和41年1月に任意加入の手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、記録訂正につながる新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月10日から同年3月1日まで
② 昭和34年10月25日から同年11月5日まで
③ 昭和35年10月29日から同年11月1日まで
④ 昭和36年6月7日から同年7月20日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②、③及び④が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、いずれの申立期間についても、やはり厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①は、A社に、申立期間②、③及び④は、B社にそれぞれ勤務していた。

給与明細書は保管していないが、在職証明書があるので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するC機関あての在職証明書は、昭和47年11月に、A社の当時の取締役社長が発行したものであることがうかがえ、当該取締役社長は、申立人が32年1月10日から34年10月9日まで、同社に在職していたことを証明していることから、申立人が申立期間①中に、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社の現在の事業主は、申立人について、「申立人のことは記憶しているが、勤務期間は記憶していないし、それを証明できる資料は残っていない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録が確認できる従業員15人の中で、照会のできた5人のうち3人はいずれも、「申立人のことを記憶しているが、

いつから勤務していたかは分からない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、A社の当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、申立人の申立期間①における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記事業主は、「当時、試用期間があったと思う。」と回答している上、上記従業員3人のうち1人も、「採用後、1、2か月間は厚生年金保険に加入しなかったように思う。」と証言している。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人が所持するC機関あての在職証明書は、昭和47年11月に、B社の取締役社長が発行したものであることがうかがえ、当該取締役社長は、申立人が34年10月25日から36年7月20日まで、同社に在職していたことを証明していることから、申立人が申立期間②、③及び④中に、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、B社の事業主は、「申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立人は同社において、昭和34年11月5日から35年10月29日まで、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記期間前及び上記期間中に資格を取得していることが確認できる従業員10人に申立人の勤務実態を照会したところ、そのうち3人はいずれも、「申立人のことを記憶しているが、勤務期間ははっきりと記憶してはいない。」と証言していることから、申立人の勤務期間を特定することはできない。

- 3 申立期間②について、申立人のB社の勤務期間に係る証言を行った従業員3人のうち、オンライン記録から、同社において、昭和34年12月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、「申立人と出番が一緒だったから、申立人のことを記憶している。はっきりとした勤務期間は覚えていないが、申立人は自分より少し早く入社したと思う。」と証言しているが、オンライン記録において、同社の厚生年金保険の加入が確認できる従業員10人のうち8人に対して、同社における試用期間について確認したところ、このうち5人が、「試用期間は無く、採用後、厚生年金保険にすぐに加入した。」と回答していることを踏まえると、オンライン記録から、同社において、同年11月5日に資格を取得していることが確認できる申立人は、同日を含む、同日前後に同社に採用となったことがうかがえる。

- 4 申立期間③について、B社は、「申立人に係る資料は無く、厚生年金保険

料の控除について確認できない。」と回答している上、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格を取得していることが確認できる従業員のうち、申立人の前後にその氏名を確認できる18人の資格喪失日について調査したところ、月初などの特定の日で資格を喪失している傾向は見られない。

- 5 申立期間④について、申立人は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③と④の間の期間である昭和35年11月1日から36年6月7日まで、同社において、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、当該期間中に、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員で、照会のできた4人のうち1人は、「申立人が、D社に勤務していたことを記憶している。」と証言している上、申立人自身も、「D社に勤務しなかったとは言わない。」としていることから、申立人は、B社を退社後、D社に勤務していたことが確認できる。

一方、B社とD社の関係について、B社が提出した会社概要からは、両社が関連会社であった事実は確認できず、上記従業員も、「二つの会社は関係が無い。」と証言している。

また、申立人の主張からは、申立人が、D社退社後、B社に再就職した事実も推認できないことに加え、申立人は、申立期間④について、国民年金保険料を納付した旨の申立てを当委員会に対して行っているなど、申立人が申立期間④中に、B社において厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

- 6 このほか、申立人のいずれの申立期間においても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月ごろから 48 年 3 月末ごろまで
② 平成 5 年 8 月ごろから 7 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和 47 年 3 月ごろから 48 年 3 月末ごろまで、A 県にあった B 社で勤務していた。勤務期間は短期間であったが、正社員として月曜日から金曜日まで勤務し、毎月給与をもらっていた。

また、C 県にある D 社(現在は、E 社)では、平成 5 年 8 月ごろから勤務していた。日勤で朝 7 時ごろから夕方 6 時ごろまで仕事をし、同社において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 7 年 12 月 21 日までの 2 年 4 か月ほどの間、雇用形態や勤務時間に変更なく、継続して勤務していた。

申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できないので、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、B 社で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社の元事業主は、「B 社は、昭和 48 年 7 月に社会保険に加入したので、申立期間①当時は、私も含めて、従業員は厚生年金保険には加入していなかった。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和 48 年 7 月 14 日に厚生年金保険の適用

事業所となっていることが確認できる上、元事業主に加え、申立人が当時の同僚として名字を挙げた3人の元従業員はいずれも、同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記元従業員3人のうち1人は、「当時の給与明細書は2、3か月分を除き、すべて保管しているが、B社が社会保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言しているところ、他の元従業員も同様の証言をしていることから、申立期間①における厚生年金保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、D社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「私は、平成6年9月ごろから7年2月ごろまで、D社に勤務していたが、私の入社時も退職時も申立人は同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間②のうち平成6年9月以降の期間については、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人がD社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成7年2月1日と同日に、同社において資格を取得していることが確認できる元従業員は、「私は、平成5年ごろからD社に勤務していたが、会社は当初、様子を見ていたようで、1年くらいは見習だった。見習期間中は国民年金に加入しており、正規の雇用になってから厚生年金保険に加入した。」と証言しており、事実、上記元従業員は、5年8月から7年1月までは国民年金に加入していることが確認できる上、他の従業員も入社した時期と厚生年金保険の加入時期が一致しないと証言している。

さらに、申立人及び上記元従業員二人が、当時の同僚として挙げている人物は、オンライン記録において、D社の厚生年金保険被保険者の中に、その名字を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、D社は、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、採用してから相当期間経過後加入させていたと考えられる。

また、E社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から、申立人は、D社において、平成7年2月1日に被保険者資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失していることが確認できるが、これらの記載は、オンライン記録と一致している。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 9 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の親族及びオンライン記録において、申立期間中に、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、社会保険事務を担当していた当時の事業主は亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、上記親族は、「申立人が厚生年金保険に加入していないということは、申立人は正社員でなく、当時、編み立てを習うことを優先し、臨時的な社員として働いていたとしか思えない。」「申立人が名前を挙げた従業員は、農閑期のみ勤務していた季節的従業員であり、5年から10年の期間社会保険に加入していなかった。」と回答するなど、申立人が申立期間中、同社において厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人

に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に一冬出稼ぎで勤務した申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B団体から手紙が届き、A社では、退職金を積み立ててくれていることが分かったことから、厚生年金保険にも加入しているものと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和 47 年 10 月 26 日から 48 年 4 月 20 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が、A社と一緒に出稼ぎに行った同僚として氏名を挙げた者の年金記録を確認したところ、オンライン記録から、当該同僚は、申立期間において、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

また、申立人は、「出稼ぎ労働者として、A社に勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録において、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者の中には、その被保険者期間から、冬期間の季節労働者として同社に勤務したことがうかがえる者が 100 人近く確認できる一方で、申立期間を含む昭和 43 年 10 月から 51 年 9 月までの期間に、季節労働者として勤務したことがうかがえる者で、同社において被保険者資格を取得した者は、わずかに 2 人しか確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人がその氏名を記憶する同社の役員に照会したものの回答を得ることができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月から同年 5 月まで
③ 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

年金を裁定請求したときに、いずれの申立期間についても、厚生年金保険の被保険者記録が無く、社会保険事務所（当時）に訂正を求めたが認められなかった。

申立期間①についてはA社に勤務し、申立期間②についてはB社に勤務し、申立期間③についてはC社に勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された労働者名簿の雇入欄に「昭和 30. 4. 5」と記載されていることから、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、従業員を採用した際は、数か月程度の試用期間を設け、その従業員が職場に定着したことを確認した後に、厚生年金保険に加入させていた。この間は、給与から、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①当時に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚で、照会することのできた3人のうち2人はいずれも、「2か月以上の試用期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社は、申立期間当時、従業員を採用と同

時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、その資格取得日が昭和30年8月1日となっていることが確認できるが、この日付は、オンライン記録における被保険者資格取得日と一致する。

- 2 申立期間②について、B社は、「申立期間②当時の資料は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届しか保管していない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②中に、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚41人のうち23人に申立人の勤務実態について照会したが、いずれの同僚からも、申立人が申立期間②に同社に引き続き勤務していたという証言は得られない。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、その資格喪失日が昭和32年1月19日となっていることが確認できるが、この日付は、オンライン記録における被保険者資格喪失日と一致する。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録において、申立期間③当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚6人のうち1人の証言から、申立人が、申立期間③において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚6人のうち、上記証言をした者以外に具体的な証言を得ることはできず（申立人のことを記憶していない者1人、所在が不明な者2人及び亡くなっている者2人）、C社は既に廃業している上、当時の事業主は亡くなっており、上記同僚からも、申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について証言を得られなかったことから、申立期間③当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。